

八戸圏域自動体外式除細動器相互利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市及び八戸市と連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結している町村（以下「圏域」という。）の住民の参加が多く見込まれるイベント等（以下「イベント等」という。）で、参加者等が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、当該イベント等を主催する団体等に対し、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し付ける事業において、圏域の各市町村が所有しているAEDを相互利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(相互利用)

第2条 圏域の各市町村長は、AEDの貸付けを希望する団体等から申請があった場合において、自らが所有するAEDに空きがないときは、本制度を活用することができる。

2 圏域の各市町村間におけるAEDの相互利用に係る調整は、八戸市が行うこととし、AEDの相互利用の活用を希望する町村の担当者は、AED利用希望連絡票（様式第1号）により八戸市長に調整を依頼するものとする。

3 八戸市長は、調整の結果をAEDの相互利用の活用を希望する町村長及びAEDを利用させる町村長へ通知するとともに、AED相互利用整理台帳（様式第2号）に必要事項を記載するものとする。AEDの貸付けを希望する団体等への連絡は、AEDの相互利用の活用を希望する町村長が行うものとする。

(貸付対象者)

第3条 相互利用に係るAEDの貸付け（以下「貸付け」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する団体等の代表者とする。

- (1) 圏域内に本部又は事務局等を有し、イベント等を主催する団体等
- (2) 圏域の各市町村が後援するイベント等を主催する団体等
- (3) その他圏域の各市町村長が必要と認めた団体等

(貸付要件)

第4条 貸付けについては、原則として医療従事者又は普通救命講習を受講した者が、イベント等の期間を通じてその会場に配置されることを要件とする。

(貸付期間)

第5条 貸付けの期間（以下「貸付期間」という。）は、引渡しの日から7日以内とする。ただし、貸付けを受けようとする団体等が本部又は事務局等を有する市町村の長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付料)

第6条 貸付けは、無料とする。

(貸付けの申請)

第7条 貸付けを受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、AED貸付申請書（様式第3号）を相互利用に係るAEDを利用させる市町村長（以下「貸付市町村長」という。）に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第8条 貸付市町村長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、貸付けを行うことを承認したときは、AED貸付承認書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(引渡し)

第9条 前条の規定による承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、前条の承認書で指定する場所において、当該承認書を提示の上、AED借用書（様式第5号）と引換えにAEDの引渡しを受けるものとする。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、AEDを返還するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、AEDの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸しないこと。

(使用報告)

第11条 利用者は、貸付けを受けたAEDを使用した場合には、AED使用報告書（様式第6号）を貸付市町村長に提出しなければならない。

2 貸付期間中、救命活動に使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、八戸市の負担とする。

(亡失等による賠償等)

第12条 利用者は、故意又は過失により、貸付けを受けたAEDを亡失し、又は破損させたときは、AED亡失等届出書（様式第7号）を貸付市町村長に提出するとともに、当該AEDを原状に復し、又は貸付市町村長が認定した損害額を賠償しなければならない。

2 利用者は、貸付けを受けたAEDの電極パッドを目的外に使用したときは、AED亡失届出書を貸付市町村長に提出するとともに、当該AEDの電極パッドを原状に復し、又はその実費を負担するものとする。

(返還)

第13条 利用者は第8条の承認書に記載された貸付期間が満了したとき又はイベント等の中止等により貸付けを受けたAEDを使用する見込みがなくなったときは、当該AEDを返還するものとする。

2 貸付市町村長は、公益上、特に必要があると認めるときは、利用者に対し、第8条の規定による承認を取り消し、又は第9条の規定により貸し付けたAEDの返還を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

